

熊本県農林水産部工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）について、必要な事項を定めることにより、農林水産部及び地域振興局農林（水産）部（以下「農林水産部等」という。）が所管する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 成績評定の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、農林水産部等が所管する工事とする。

ただし、建設業法の適用を受けない森林整備工事については、評定の対象としない。

(評定者)

第3条 評定要領第4条に規定する評定者は、検査員、総括監督員及び主任監督員とする。

(工事成績採点表等の添付)

第4条 主任監督員は、出来形部分検査、中間検査及び一部しゅん工検査の要請又は任命伺いに「工事成績採点表」、「考査項目別運用表（検査員用）」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事成績評定表」を添付するものとする。

2 主任監督員は、しゅん工検査の要請又は任命伺いに「工事成績採点表」、「細目別評定点採点表」、「考査項目別用表（主任監督員用、総括監督員用、検査員用）」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事成績評定表」並びに請負者が提出する「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書」を添付するものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、評定要領第5条により行うものとする。

2 一工事に複数の検査員、総括監督員及び主任監督員がいる場合は、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

3 評定は検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しない。ただし、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象とする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、評定要領第6条によりそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の作成)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定要領第7条に基づき「工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」により評定結果を採点し、その結果を「工事成績評定表」に記録するものとする、

- 2 評定者は、前項の規定により、評定結果を作成する場合には、「考査項目別運用表留意事項」、「施工プロセスチェックリスト」及び「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書」を考慮するものとする。

(様式等)

第8条 この要領の施行に必要な書類の様式等は、次の各号とする。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 工事成績採点表 | 別記様式第1 |
| (2) 細目別評定点採点表 | 別記様式第2 |
| 考査項目別運用表（主任監督員用） | 別紙—1 (1)～(7) |
| 考査項目別運用表（総括監督員用） | 別紙—2 (1)～(3) |
| 考査項目別運用表（検査員用） | 別紙—3 (1)～(20) |
| 考査項目別運用表留意事項 | 別紙—4 |
| 施工プロセスチェックリスト | 別紙—5 |
| (3) 工事成績評定表 | 別記様式第3 |
| (4) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況調書 | 別記様式第4 |

附則

1. この要領は、平成15年4月1日から適用する。
2. この要領は、平成21年4月1日から適用する。
3. この要領は、平成22年4月1日から適用する。